

● 建設業法上の解体工事と秋田県入札参加資格における解体工事について

	①	②	③		④	⑤
工事内容の具体例	橋梁の解体工事	平屋建の建築物の解体工事	集合住宅規模（延べ床面積がおおむね300㎡）未満の建築物の解体工事	集合住宅規模（延べ床面積がおおむね300㎡）以上の建築物の解体工事	3階建以上の建築物の解体工事	建築物の外壁塗材の剥取り工事
建設工事の種類（建設業法）	土木一式工事	解体工事	解体工事	建築一式工事	建築一式工事	塗装工事
入札参加資格	解体工事					一般塗装工事

※ 建築物の構造等により、上の表の建設工事の種類に対応する許可と異なる許可を求める場合がある。

※ 上の表の区分は、発注者から直接請け負う場合のものである。下請工事については、請け負う工事の内容が各専門工事に該当する場合を除き、解体工事に該当する。

※ 県発注工事の入札に参加するためには、入札参加資格（格付）のほか、建設工事の種類に対応する建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を受審している必要がある。